

開成町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて

開成町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定する。よって、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を求める。

令和 5 年 11 月 27 日提出

開成町長 山 神 裕

提案理由

会計年度任用職員の給与について、常勤職員の給与の改定に係る取扱いに準じて改定したいので、開成町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。

開成町条例第 号

開成町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

開成町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年開成町条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

会計年度任用職員給料表

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級
	円	円	円
1	162,100	197,900	224,500
2	163,200	199,400	226,000
3	164,400	200,900	227,300
4	165,500	202,400	228,800
5	166,600	203,800	230,300
6	167,700	205,200	231,800
7	168,800	206,600	233,500
8	169,900	208,000	235,400
9	170,900	209,700	237,300
10	172,300	211,400	239,200
11	173,600	212,900	240,900
12	174,900	214,400	242,400
13	176,100	216,200	243,800
14	177,600	217,900	245,200
15	179,100	219,600	246,400
16	180,700	221,100	248,000
17	181,800	222,600	249,500
18	183,200	224,100	250,900
19	184,600	225,600	252,000
20	186,000	226,800	253,400
21	187,300	228,200	254,900
22	189,600	229,600	256,200
23	191,800	231,000	257,500
24	194,000	232,400	258,700
25	196,200	234,000	259,900
26	197,900	235,500	261,100
27	199,400	236,900	262,300
28	200,900	238,100	263,600

29	202,400	239,700	264,900
30	203,800	241,200	266,200
31	205,200	242,600	267,600
32	206,600	243,600	269,100
33	208,000	245,100	270,700
34	209,300	246,400	272,200
35	210,600	247,600	273,800
36	211,900	248,700	275,500
37	213,200	249,700	277,100
38	214,400	250,600	278,700
39	215,600	251,500	280,300
40	216,700	252,400	281,800
41	217,800	253,300	283,300
42	218,900	254,100	284,800
43	219,900	254,900	285,900
44	220,900	255,600	287,500
45	221,800	256,700	289,000
46	222,700	257,900	290,500
47	223,600	259,000	291,900
48	224,500	260,200	293,500
49	225,400	261,400	295,100
50	226,300	262,500	296,700
51	227,200	263,600	298,200
52	228,100	264,700	299,800
53	228,900	265,800	301,300
54	229,800	266,900	302,800
55	230,700	267,900	304,400
56	231,500	268,900	306,000
57	231,800	269,900	307,600
58	232,600	270,900	309,100
59	233,300	271,800	310,000
60	233,900	272,700	311,500
61	234,500	273,600	313,000
62	235,200	274,500	314,600
63	235,800	275,400	316,200
64	236,300	276,300	317,800
65	236,800	277,200	319,300
66	237,300	278,100	320,800
67	237,800	279,000	322,200

68	238,400	280,000	323,400
69	238,900	281,000	324,500
70	239,400	281,900	325,600
71	239,900	282,800	326,300
72	240,400	283,300	327,200
73	240,900	284,000	328,000
74	241,400	284,700	328,800
75	241,800	285,600	329,600
76	242,300	286,600	330,000
77	242,800	287,400	330,600
78	243,300	288,200	331,300
79	243,800	289,000	332,100
80	244,300	289,700	332,800
81	244,700	290,200	333,500

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の開成町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 2 改正後の条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の開成町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

## 会計年度任用職員の給与改定について

### 1 会計年度任用職員の給与改定の考え方

会計年度任用職員の給与については、職務給の原則、均衡の原則を踏まえ、常勤職員の給料表に準じた給料表を適用していることから、総務省の見解<sup>\*</sup>も踏まえ、令和5年の給与改定については、常勤職員と同様に令和5年4月1日に遡及して適用することとします。

※総務省の見解（令和5年5月2日付け総行給第21号）

常勤職員の給与が改定された場合における会計年度任用職員の給与については、改定された常勤職員の給与の種類その他の改定の内容及び当該会計年度任用職員の任期、勤務形態等を考慮の上、改定の実施時期を含め、当該常勤職員の給与の改定に係る取扱いに準じて改定することを基本とする。

### 2 職種別の初任給単価

#### (1) パートタイム会計年度任用職員（時間額）

職種	改定前（時間額）	改定後（時間額）
庁舎清掃員／幼稚園・学校用務員	(最低賃金) 1,112円	1,120円
幼稚園・学校給食調理員	(最低賃金) 1,112円	1,140円
幼稚園バス運転員	1,325円	1,380円
環境業務員／幼稚園・小学校管理業務員／町民センター管理業務員／図書室管理業務員	(最低賃金) 1,112円	1,120円
一般事務員／介護サービス相談員／幼稚園・学校事務員／幼稚園・学校生活支援補助員／幼稚園養護職員	(最低賃金) 1,112円	1,155円
図書室司書	1,113円	1,190円
一般事務員（徴税事務）／一般事務員（税務実務経験者）／診療報酬明細書点検業務員	1,147円	1,223円
社会福祉士／幼稚園・学校栄養士／幼稚園教諭／幼稚園養護教諭／幼稚園・学校介助教員／適応指導教室指導助手／心の相談員	1,370円	1,426円
看護師／歯科衛生士／管理栄養士／保育士／訪問調査員／手話通訳者	1,550円	1,589円
保健師／助産師	1,656円	1,692円
学校特別支援講師	2,017円	2,029円
臨床心理士	2,325円	2,383円

#### (2) 専門員等（月額）

職種	改定前（月額）	改定後（月額）
子ども家庭支援員、防災安全専門員、教育指導専門員、社会教育専門員、幼稚園長（週28時間勤務）	186,642円	191,194円
防災安全専門員（21時間勤務）	139,981円	143,396円
徴税専門員（週28時間勤務）	207,051円	210,238円